

- (6)Cohen, *op. cit.*, p.913f., p.923ff.,
- (7)Dworkin, *op. cit.*, p.287ff.
- (8)Dworkin, *op. cit.*, p.242ff. Cf. Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p.264f.
- (9)Dworkin, *op. cit.*, p.290f.
- (10)Scanlon, *op. cit.*, p.251ff. Cf. Roemer, *op. cit.*, p.264
- (11)Dworkin, *op. cit.*, p.293
- (12)Roemer, *Equality of Opportunity*, p.19, do., *Theories of Distributive Justice*, p.249, p.276
- (13)Roemer, *Equality of Opportunity*, p.6ff.
- (14)Roemer, *Theories of Distributive Justice*, p.251, Dworkin, *op. cit.*, p.86f.
- (15)Dworkin, *op. cit.* p.490 fn.8
- (16)Dworkin, *op. cit.*, p.291f.
- (17)この背景にはドゥオーキンが個人の適正な判断の形成可能性という自由の意義を重視していることがあるように思われる。Cf. Dworkin, *op. cit.*, p.147ff.
- (18)Dworkin, *op. cit.*, p.294ff.
- (19)Dworkin, *op. cit.*, p.242ff., Cf. Dworkin, *Life's Dominion* (Alfred A. Knopf, 1993), p.71ff.
- (20)Dworkin, *Sovereign Virtue*, p.253ff. リベラルな平等論におけるこのような考え方の意義に関して、参照、拙著、公正の法哲学（信山社、2001）117頁以下。
- (21)Dworkin, *op. cit.*, p.242ff., p.253f., p.270ff.
- (22)Dworkin, *op. cit.*, p.158ff.
- (23)Dworkin, *op. cit.*, p.260ff.
- (24)Dworkin, *op. cit.*, p.263ff.
- (25)Dworkin, *Freedom's Law* (Harvard U.P., 1996), p.12ff.
- (26)Dworkin, *op. cit.*, p.21ff., do., *Sovereign Virtue*, p.208f., p.231ff.
- (27)Dworkin, *Sovereign Virtue*, p.276ff.
- (28)Dworkin, *op. cit.*, p.295f., Cf. Scanlon, *op. cit.*, p.37ff.
- (29)Cf. Dworkin, *op. cit.*, p.264f., p.284.
- (30)Cf. Dworkin, *op. cit.*, p.295.
- (31)Cf. Gary Watson, "Two Faces of Responsibility" (in: *Philosophical Topics*, 24, 1996), John Martin Fischer, "Recent Work on Moral Responsibility" (in: *Ethics*, 110, 1999)

[補論I] 「自由の法」

個人の熟慮の可能性に基づいた倫理的責任の観念を強調するドゥオーキンの考えの延長線上にある法の観念は、一方ではそれ自体として原理に基づいた一定の法的純一性を保持するものであるが、それ以上に重要なのは、「自由の法」(Freedom's Law)であることである(i)。

政治社会においては、個人は自己の生活の決定に関する権利を最大限に保障されるべきであるが、その一方で政府や他人との関わりで一定の道徳的空間を確保する責任を負っている。特にそれは憲法上では政府の正当な配慮の範囲の問題である。この場合、ドゥオーキンによれば、政府の態度には順応の要請と責任の形成の二つの目的があり、特に後者がここでは重要である。例えば問題となっている事柄が社会的に争論的である場合、政府が問題を決定することを避け、個々人に責任ある判断を求める場合がそれに当たる。例えば妊娠中絶のように、胎児の利益か女性の選択かについて大きく意見が分かれるケースは、そもそも尊貴な生命とはいかなる範囲のものか、生命の価値について論争があるケースであって、しかもその決定は主体たる女性にとって極めて影響の大きい基本的な道徳的価値観の問題となる。この場合、重要な問題は、女性にとっての性の固有性の問題について彼女の道徳的価値観に絡む問題を政府が決定できるか否かということになるが、このような場合には、政府は自ら生命の尊厳の意味を決定しその遵守を個人に求めるのではなく、個々人の自由を尊重して責任ある判断を委ねるべきである。そして、ドゥオーキンによれば、米国憲法はこういった要請をプライバシーの権利として判例で認めてきているが、それは、生殖における自律という原理の展開プロセスとして位置づけられる。もしそのような原理が米国の憲法実践の中に含まれていると捉えられるなら、あとは純一性の要請に基づき首尾一貫していかなるケースにも展開される必要がある。そうすると、当然にそこでは中絶の権利といった無名の権利も憲法上認められるはずであることになる(ii)。

このような自由権保護のための法のあり方が立憲民主主義のもとで最も特徴とすることは、ドゥオーキンによれば、モラル・メンバーシップないしは道徳的帰属が確立していること、換言すると、社会の構成員が対等に尊重し配慮されている状態である。多数者が多数者という形で存在しているのとちょうど同じ対等な形で、少数者は少数者として存在理由があるという形で、両方一度に包括的に捉えるということが、ここでは当然要求されてくることになる。その一方で、それが個人にもたらすものは何かといえば、自由あるいは自己決定を個々人の中に実現するということである。これは自律の実現といってもよい。多数者も少数者も対等な状態で尊重し配慮されているということは、言い換えれば多数者においても、多数者自身の自由、自己支配というものが実現されていると同時に、少数者における少数者自身の自由、自己支配というものが実現されていることでもある。その場合に、一つ重要な条件としては、モラル・メンバーシップを重視するということは社会を共同体的な紐帯が存在しているものとして捉えることにある。そこでは、人民という集合体を単に集積的な集合体ではなく真正な共同体として捉える必要がある(iii)。そこで、ドゥオーキン自身は、例えばオーケストラのアナロジーということを使う(iv)。つまり、オーケストラの演奏が成功するために不可欠なのは、単に個々の音楽家が適切にスコアを演奏し、指揮者の指示どおりに演奏を進めていくということだけではなく、音楽家たちが一つのオーケストラとして協同して演奏することである。そこでは、

一人一人が集団の演奏に貢献することを意図し、また一人一人が集団の一端を担っていなければならない。もっとも、ドゥオーキンがオーケストラのアナロジーを用いるときには、オーケストラを完全にトータルな集団と見ているわけではない。オーケストラは基本的にはもちろんある集団の行為であって個別の演奏行為とはある独立の意味をもっているが、しかしそれは個別の行為が何ら意味をもたないということではない。むしろ、集合的な行為というのは常に個別化されている個々人の活動との相互作用において意義を有しているとドゥオーキンは考える。その意味で、集団と構成員というのが一応独立の意味で存在しており、構成員の行動は、当然オーケストラとの関わりの中で協調的なものである。そこでは、個々人が自分自身の考え方に基づいてスコアを解釈し演奏することは決して妨げられてはいない。それは当然、全体との調和との中で個々人が考える演奏ができるということである。

さらにそのような集団の内部においては、個々人にとって次のような条件が保障されている必要がある(v)。一つは、共同体の法や政治に参加する権利ないしは機会が保障される必要があること、個人的な利害あるいは個人的価値観が可能な限り、尊重されるということ、それから個々人の判断あるいは個々人の存在自体が基本的には独立したものであることで、結局は共同体とか集団の中に必ずしも埋没させられないということへの配慮というものが必要とされているということである。これらの条件が備わるとき、その社会は真正な共同体として存立できるのである。そこで重要なのは、メンバーの間での地位の平等である。政治的な意味での平等とは何かというとき、効果の平等、影響力の平等、あるいは形式的な平等などが説かれるが、それらはいずれも平等の本来の意味を尽くしていないとドゥオーキンは主張する。最終的には一番重要なのは最も基本的な地位の平等である。これは先述のモラル・メンバーシップ、あるいは個々人の自由や自己支配というものを可能な限り社会の中で最大限に種々のメカニズムによって実現することと関わる、理念的基礎であるということである。そして、この意味で、「自由の法」は社会の中での多数者と個人との対等で調和ある協調を可能にする法的な枠組みであり、特に司法審査を通じて少数者への尊重と配慮を保障し実現する規範群とその解釈とが重視されることになるのである。

注

(i) Ronald Dworkin, *Freedom's Law* (Harvard U.P., 1996), esp. Introduction

(ii) Dworkin, *op. cit.*, ch. 3, esp. p. 76ff.

(iii) Dworkin, *op. cit.*, p. 15ff.

(iv) Dworkin, *Sovereign Virtue* (Harvard U.P., 2000), p. 222ff., esp. p. 226f.

(v) Dworkin, *Freedom's Law*, p. 23ff.

[補論 II] 自由と平等との接続

原理的には、いかなるレベルの多元的社会や共同体もより大きな一つのレス・プブリカに統合される。しかし、ここでは一定の地理的範囲内での国家の存在を前提し、そこで社会を統合する

(またその内で自由を維持・保障する)中央政府の一定の役割を重視することとしよう。またその場合の社会の範囲は伝統的には社会契約論が唱えて来たような市民の集合体としての **commonwealth, political society** と呼ばれる社会のあり方と連動しているであろう。しかし、いっそう重要な問題はそのような政府や政治社会が個々人に関わって活動する際の制約あるいは規整の射程の問題(消極的自由の維持や保護にとどまるのか、あるいは社会保障などへも踏み込むのか、その場合適切な干渉の射程はどこまでか)ということである。

この場合にまず注意しなければならないことは、自由の保障は一定の公共性を有するものであるということである。このことはしばしば「国家による自由」として取り上げられる。自由の問題が、基本的に国家(あるいは政府)による自由の創出・維持・促進という脈絡で重要であることは、近代立憲主義の最も基本的な前提である。それは自然状態におけるいわば裸の自由とは異なるものであり、むしろそれに対して他者の同等な自由の保障という観点から一定の制約を加えようとするものでもある。そのことの重要性が法や政治の実践において十分に意識されず、いわゆる「国家からの自由」の問題にすり替えられてしまいがちであるならば、そのような社会ではすべては放任だけの問題となり、かえって強者の自由や社会的圧力による自由の抑圧が温存されて、相変わらず立憲的自由の問題が意識されないままであるだろう。

しかし、立憲的自由の重要性の認識を踏まえたうえで、なぜ自由の保障がより重要なのかという問いはさらに重要である。というのも自由の保障は一定の平等主義にその根拠を求めるはずであるからである。ロナルド・ドゥオーキンが示したように(Dworkin, "In Defense of Equality", p. 31ff)、自己の自由が重要であると主張するときには、その主張が有する普遍化可能性によって自己と同じ人間であれば誰もが各自の自由が重要であるという主張をしていることになり、すでに平等ということを論理的に前提している。さらに、自己の自由が他人の自由よりも重要であるというためには前者の自由が何らかの特権的な根拠をもつことを示さなければならないが、そのような特権性は存在しない。というのも、ある能力において優れているとしても他の能力では劣ることもあるし、たとえ可能な能力においてすべて優れているとしてもそれによる成功が当人一身のことであるとはどうもいえないのであって、自由の重視にもまた別個の根拠が必要である。加えて、そもそも自己の優れた能力が自己の人生にとって重要であると考えことは当の人生自体がそのような優れた能力を求めていることを意味し、従って人生の意義という問題がまず先行して重要であることを示しているはずであるが、そのような人生の固有の意義は誰にも共通して等しく重要な問題である。

もっとも、このような平等主義的な観点に立って自由の保障を定める場合には、等しい取り扱いと等しい存在としての取り扱いとの間での区別が必要である。前者のいわば薄い平等はリバタリアニズムに接近し、後者のいわば厚い平等はリベラリズムに接近する。平等の捉え方が形式的である場合には権利や機会の平等でしょうが、より実質的である場合には財や富の平等まで含みうるものとなり、そこから国家による自由の保障の重要性が説明、正当化されるのである。

もちろんこのような高次の根拠の問題が憲法を基軸とする法の領域そのもののあり方に関して必要なものかどうかは議論の余地があり、それが必要だという見方はそこでむしろ法哲学的あるいは

は社会倫理的な価値論との結合にコミットすることになる。もっとも、法の領域の相対的な自律性を念頭に置いたとしても、それを越えた価値レベルとの間に何らかの論理的関係が成り立つことは否定されないであろう。このことは、他方では立憲的自由の観念の独自の意義という後者の点につながっている。つまり、近代立憲主義において核となって来た自由権の擁護の問題は憲法体制上一つの規範的装置として重要なものであると共に我々の自由の直観にも支えられて、抽象的な平等主義原理とは別のより具体的な中間レベルで、個々人の活動の保障に寄与していると考えられるからである。このことはより抽象的な政治道徳とそれを強制的に実現する法制度との不即不離の関係(それはより抽象的な正義原理とより具体的な憲法原則との間の不即不離の関係と同じだと思います)とパラレルに考えられるべきことである。

ここで付け加えたいことは、以上で述べたように、国家による自由の保障の問題に関してその高次原理として一定の平等主義を措定することになるとすれば、そのことの副次的効果として国家による自由の保障の内(あるいはそれを並んで)社会権の憲法的保障の根拠の問題もまた自由の保障という議論枠組みにどう位置づけられるかという問題が浮かび上がってくることである。確かに、社会権保障の発展は一つの歴史的現実として重要なものであり法の領域でもそこから生まれた権利の承認や諸法律の整備を解釈論的に考察する必要がある。しかしながら、それは事実認識として意義深いものではあっても、規範的原理の問題としては十分ではない。つまり上でも触れたような、国家による自由の高次正当化という観点からすれば、それによって国家による自由の保障を重視しているところの平等主義的な高次原理は社会権保障にも働きうるのか、あるいはそうではないのか、という問題が存在しているはずだからである。もしそれは自由保障とは全く別問題だと考えられるとすれば、その考えはリバタリアニズムに近づくが、社会的弱者やマイノリティの存在が配慮されるべきであるならば、そうは考えられない。だが、そうであれば、国家による自由を支える平等主義的な高次原理はそのままで社会権保障にも働くべきであることになるのではなかろうか。もっとも、ここでそのような高次原理が「自由」といかに関わるものであるかという点には注意を要する。それは例えば自由と平等という二つの価値から成る複合的原理でもあり得よう。

もう一点、考えられなければならないことは次のようなことである。一般に、自由と民主主義との関係は一定の緊張関係として捉えられることが多く、特に後者は集合的決定の方式の問題であるとして位置づけられることが多い。これは立憲主義のオーソドックスな理解に立つものであるが、広い意味での立憲民主制の理解の仕方としてはさらに人権保障と多数決的決定とを二つの構成要素として捉える見方もあり、このような双方の相互作用を模索しようとする見方は重要な意義を有すると思われる(本報告の本論部分、第3節で示したロナルド・ドゥオーキンの議論はその一例である)。ともあれ、この点自体はともかく、オーソドックスな理解をとる場合にどうしても避けて通れない問題の一つあり、それは民主主義のインプットの問題をどのように位置づけるかという問題に関連している。この問いに対してオーソドックスな見方は上記の二元法をもって答えるのであるが、それだけでは尽くされない問題がここには含まれているように思われる。それは権利保障を介した平等と参加への要求をどのように理解するのかということである。

一例を挙げれば、文化的マイノリティに対する差別是正政策の問題がある。このような問題に

おけるプランニングとその実施の決定プロセスにおいては、文化的マイノリティによる一定の集合的な権利要求、もしくは文化的権利の要求には独自の意味があると考えられる。もちろんそれは差別撤廃の要求であると共に歴史的不正に対する補償の要求でもあるが、同時に今後の政策における平等な参加要求でもある。換言すればそれは文化的マイノリティが不当に負わされたハンディキャップを補いそのことによって社会的マジョリティとの対等な政治的尊重を獲得しそして統合をめざす要求でもあると言えよう。この点で、オーソドックスな自由と民主主義の緊張関係の枠組みからすればこのような要求はどう捉えられるのだろうか。もし自由と民主主義との二分法に立つならば、これは自由の問題か、それとも決定方式としての民主主義の問題かのいずれかとして位置づけられるであろうが、平等な参加への要求が自由の問題として位置づけられるためには、上記で触れたより広範な高次原理の問題として考えなおさなければならないように思われる一方で、民主的決定の問題として位置づけられるとすれば単純な多数決問題とは異なる意義を有する問題、つまり民主的決定の前提条件の問題として考え直される必要があると思われる。

それはさらに、自由と民主主義とを包括しているようなより広い理念の問題を考え、それに則して平等な参加への要求も民主主義の前提条件となる一定の権利の問題として考えられるべきであることを意味しているように思われる。しかもそれは国家による自由の創出・維持・促進とは性質を異にする別種の機能の問題であると言えよう。

〔補論 III〕 現代社会における公共的制度の基礎条件¹

1) 新たな福祉国家における社会保障のあり方を規範的に分析しようとする場合の今一つの方途は、人々の民主的な選択や意思決定を導くことのできる一定の公共的な価値構想の可能性を探ることである。

社会における多元性の事実のもとで価値や利害のコンフリクトが生ずるとき、公共的な制度はコンフリクトの渦中にある人々を適切な仕方で尊重し配慮することで解決を図るべく形成されるはずである。このこと自体も多元性とコンフリクトの存在に相応するもう一つの根源的な事実であるが、これらの事実から成立する社会空間は、その内に対立拮抗する価値や利益を含みつつ、半面ではそれを超えて全体を通観する一定の規範的観点からの枠づけを通じて、実質的に公共的なものとして意義づけられるものである。ここでとられる観点は諸価値が一定の対等性を有しつつ相対的な比較優位において整序されることが可能になるような、公共空間のための視座である。いかなる規範理論であれ、それが社会秩序のあり方を規定する公共的な制度の構想に関わる限り、その目的は社会の内できている人々の諸要求を公共的観点においてどのように受けとめ実現す

* 本補論は、山脇直司編、21世紀の公共哲学宣言(東大出版会、2002年4月)に所収予定の拙稿「多元的自我とリベラルな法共同体」の基本的内容の要約である。

るかということに帰着する。もちろんそれらの理論には法や政治あるいは経済のあり方があるがまさに記述するという側面もあり、それは、好悪に関わらず現実動いている人間や社会の有り様を正確に把握してゆくために重要である。しかしながら、その一方で、社会は規範とそのダイナミズムによって動かされ、そのもとに生きる人々に規整的な力を及ぼし、またそこから当然にひとの生活からのフィードバックを受けてゆくものでもある。この規範的な相互作用の中でいかなる規範理論がいかなる形でワーカブルであるかは重要な問題である。そして、その意義を規定するのは、人々のあり方をいかに把握しそしてそれがいかに対応するかということであろう。

しかしながら、このような人々とその諸要求をいかに見定めるかという問題はそれほど簡単なものではない。現代社会の最も根本的な特徴が多元性の事実にあるというとき、その要に位置していて、新しい世紀が直面しつつある問題は、ひと(person)の多元性という問題である。ここで考えるべきひとは、理性的で合理的な存在でもなければ、逆に非合理的な衝動によって突き動かされるだけの存在でもない。ひとは一元的な存在ではなく、その内面においても外的な関係においても、様々なファクターを同時多発的に抱えた複雑人であり、またそれらのファクターによる葛藤に曝された紛争人でもある。そして、このひとのあり方からは、これもまた複雑で錯綜した諸要求が社会に対して発せられる。例えば、ニーズの保障の問題を考えてみれば、ひとには各自固有の身体生理的な条件や能力があり、それに応じて疾病やハンディキャップの内容も異なってくる。同じ疾病、例えば癌でもその症状にはひとによる差もあり、必要な治療も異なったものになるし、また同じハンディキャップ、例えば小児麻痺であってもその程度や介助の必要性はひとによって異なったものとなる。健康や運動能力のような基本的なニーズにもひとによって差異があり、それに対して他人や政府が適切に対応しようとすればいっそう細かな関心と配慮が必要となるのは明らかである。しかしながら、ひとの多様なニーズの仔細に対して他人や政府がすべて応じなければならないかは問題である。とりわけ政府から見れば、多数のひとそれぞれに対して多様で細かな対応を行うことは、大規模な人的資源と予算のない限り不可能に近い。そしてそのような規模の政府を支えること自体が逆に社会には大きな負担となって跳ね返ってもゆくであろう。それ故、ここでは、個々のニーズをいかに不偏的に適切な形で汲み取り、実現してゆけるのかということが重要な問題となる。

いま一つの例は、民主的参加の問題である。参加は法や政治の民主性の要として、ともすれば疎遠になりがちな現代の社会秩序のあり方を主権者のイニシアティブで回復し再生するために、ますます重要となっている。ただし、その半面で様々な価値観や利害が錯綜するようになって来た今日では、民主的決定において十分な合意を形成し統合を果たすことが困難にもなっている。多数決は確かに一つの方法として機能しているが、そこから洩れる少数の様々な要求を無視してよいわけではない。民主的決定における対話の重要性は言うまでもないが、様々な価値観や利害が存在するなかで建設的で生産的、かつ賢慮に富んだ決定を生み出すためには幾多の条件が必要になる。とりわけそこではひとが既に有している価値観や利害の内容や強度に関して参加者の間で相互に自覚や相対化が求められると共に、より広い範囲の参加者に納得可能な提案をしてゆくことが求められる。しかしながら、対話の場において多様な主張が同一の平面にのるため

には一定の共通空間が必要となり、そのための条件、例えば相互性の原則や議論の中立性などが満たされることが必要になる。このとき、独自の価値観や利害を抱えるひとが自己の枠を脱することは反面で自己固有の立場を否定することにつながりかねないため、対話の条件はひとの独自性に感応しつつもいかに不偏的に適切に議論を組み立ててゆけるのかという問題に答えなければならぬ。

このように簡単な例を見ても、ひとの多様な要求を公共的に受けとめ、実現するという問題は決してたやすいものではない。これらの例に示されたような事情は、さらに互いに組み合わせ、いっそう複雑な問題状況を作りだしさえするのであり、公共的な制度はその分だけ複雑さを増さねばならないであろう。このようなひとの多元性を前提しながらその諸要求を満たしてゆく制度のあり方を考え際には、制度がいかなる幅と厚さ、そしていかなる過程においてひとの諸要求を汲み上げるための構えをとるのかという問題が重要となる。ここで重要なのは、制度が、多元性の事実やコンフリクトに規範的に対抗して存在することであり、このことはそれらに対して制度が構造的に反応する場合の条件の相異につながっていて、制度構造についてさらに多元性の承認とコンフリクトの解決という要求が課されることである。このことは公共的な制度が様々な要求をどこまで取り上げるかという幅と、それらの要求の個々にどの程度まで応じるかという厚さと、そしてそれらの要求への応答においていかなる方法によるかという三つの主要な条件の規定において重要となる。ここでは、強い同質化を希求するトップ・ダウン型の厚い秩序から最小限の手続の共有だけを求め残りは自発的交渉に委ねる薄い秩序まで、それらに相応した秩序原理のあり方と共にスペクトラムが考えられるのであり、その中で最も適切な射程を有する公共的な制度のあり方が考究されなければならない。そして、そのような条件の中で、様々な規範理論、例えば功利主義、リベラリズム、リパタリアニズム、コミュニタリアニズム、あるいはリパブリカニズムやデモクラシー論などの様々な立場がいかなる応答の可能性を示唆しているのかを探りながら、それらのありべき方向を考察することが重要となる。

2)さて、公共的な制度の射程に関しては、一般的に三つの見方を区別することができよう。それは放任の方略、同化の方略、そして統合の方略である。放任の方略は多元性そのものには何も触れることなく、むしろそれをいっそう促進するために、公共的には最小限度の手続を維持し、あとはすべてひとの自助努力や自発的交渉に委ねようとする。これはリパタリアニズムにおける権原の正義に則した最小国家論のような立場であり、またそれとは異なるが価値の多様性を重視して特定の価値の優越を認めず、それらの間ではケースに応じた暫定的な妥協だけが可能であるとする価値多元主義の立場でもある。同化の方略は、多元性に対しては一定の価値に則して強く同化を求めるか、その価値のもとでの多元性の整序を求め、人々の活動の多くにわたって統制を図ろうとする。これは、例えば宗教的教義にもとづく秩序の統御に見られる傾向であり、またしばしばそのような教義との関わりでいわゆる共通善が希求されるときに見られる立場である。そこでは多元性が全面的に否定されるわけではないこともあるが、基本的には多元性の余地は狭まる。さらに、統合の方略は、一般的に言えば、一定の実質的価値と手続的条件の双方の適正な結合に

よって公共的な制度を構想し、それによってひとの多元性への適理的(reasonable)な応答を希求する立場である。もっとも、それは先述の二つの方略の中間の射程をめざすものであり、幾つかのヴァリエーションを含んでいる。まずそれは分配の方略と討議の方略とに区分される。分配の方略は、多元性を尊重しつつもなお実質的に必要である価値を規定しそれを基底としてその実現のために一定の制約条件を導入する。それは伝統的なリベラル・デモクラシーの立場でもある。討議の方略は多元性のもとで尊重されるべき価値は適正な手続に従った対話過程の中で形成されるものと捉え、討議のプロセスを基底的なものとする。それはいわゆる熟議的デモクラシーの立場である。しかし、これらのそれぞれに関しても、さらに二つずつの立場が区分される。すなわち、分配の方略に関しては、資源志向的分配と能力志向的分配という区別ができ、討議の方略に関しては、制限的討議と包含的討議という区別ができる。

これらの様々な方略の中で、放任の方略は一見すると多元性に最も適合的のように見える。それは、ひとの活動を自由なもののみならず、最小限の手続的制約や限定された妥協のみによって自発的な活動の展開と自生的な秩序形成を促し、より多元性に満ちた社会を可能にするように見えるからである。確かに、ひとの活動は制約が少ないほどより豊かに展開する余地がある。しかし、それは多元性の内に生きるひとが一定の対等性を維持できるときに初めて可能なことである。多元性の展開の中に自己の責めには帰せない構造的な不平等や差別が生じ、多元性が真に有意義な形で展開することが阻害される場合があることは、見逃されてはならない。この点で、放任の方略はさらにいかなる条件を付することができるのか、それは重要な問題である。その一方で、同化の方略は一定の共通善へ訴えかけることで多元性の収斂を図ろうとする。それによって人々への尊重と配慮の条件は厚くなるが、その一方でそれは場合によっては平準化の危険に遭遇する。勿論、どのようなレベルで共通善による同化を図るかに応じて、その危険には程度の差がある。全体社会のレベルで多くの実質的価値への帰依を求めるならばその危険は強まり、個々の共同体のレベルで協同的な価値の共有を重視するならばその危険は弱まる。しかし、前者においては多元性への応答可能性が低まることは明らかであり、後者においては多元性への応答は個々の共同体の自由において可能になるとしても、その内部では応答が遮断されうることを否定できない。多元性の要求がひとの存在に応じつつ社会に遍在すると捉えるならば、それが共同体のレベルで限局されることはなお十分とは言えないであろう。この点でいかなるバランスを取ることができるかが同化の方略の鍵となる。

統合の方略における資源志向的分配と能力志向的分配の区別は、例えばジョン・ロールズとアマルティア・センの議論に看取される。ロールズは、人間の合理的行動の一般的態様に則して個人の善の薄いあり方を規定することで、正義原理を通じて善の追求のために等しく保障されるべき社会的優先財を導き出す。社会的優先財は、個人が多様な形で行なう合理的計画の追求においていかなる目的にも奉仕しうる手段である。それには政治的自由と生活機会、所得と富、自尊心の社会的基礎などが含まれ、その不均等な分配が最も恵まれない人々の利益になるのではない限り基本的に等しく分配されて、個々人の多様な善の追求を支えることになる。社会的優先財の分配においては、平等の推定を基礎とする正義

原理が働いており、財の配分状態に対して一定のマクロなパタンを賦課する。そして、このパタンの枠の中で、社会的優先財の保障は、議会を要とした憲法や法律の整備を通じて段階的に実現されてゆくのである。これに対してセンは、手段に限定された社会的優先財の保障は個人の活動状態の多様性を感受するものではないと考える。個人が身体・生理的あるいは社会・環境的に大きく異なった条件のもとで生活しており、その生活はそれらの条件の総体としての活動機能によって多様な形で規定されることから、財の性質が同一であってもそれが個人にもたらす満足は個人の条件や環境などに応じて変化し、その活動機能に相異をもたらす。それ故、重要なのは、社会的優先財のような一定の手段だけを与えることよりも、種々の活動機能の展開を通じて資源を目的達成へと転換させてゆくことのできる個人の潜在能力を保障することである。この潜在能力には様々な種類があるが、その中でも、個人が生存し有意義な生活を営むために特に栄養摂取、疾病の回避、住居の確保などは基本的なものである。そして、これらの保障はそれぞれの能力について個人の充足が必要な程度において行われる。このとき分配は、一方では個々人の多様な生活の達成をめざしつつ、他方ではそれを支える諸々の活動機能に深く影響を及ぼすことで平等を達成するという射程を有する。

その一方で、統合の方略における制限的討議と包含的討議との区別は、例えばアミー・ガットマンの言う熟議的民主制とアイリス・マリオン・ヤングの言う包含的民主制の議論に典型を見ることがができる。ガットマンは、価値の対立や非合意の事実を承けながらも、人々が相互尊重の精神を核としつつ対等な議論主体として参加する熟議を通じた合意形成のプロセスを重視する。ガットマンはそのような熟議を可能にする基本原則として、互換性、公開性、そして説明責任を要請し、そのもとで人々の意見が摺り合わされ、相互の了解に至ることを期待する。そしてさらに、このようなプロセスに参加し、合意形成に至るための能力を維持し涵養するために、基本的機会原理と公正機会原理という二つの原則の充足も求められる。前者は医療、教育、社会保障、所得や労働などの場面で十全な生活を可能にする保障を求めるものであり、後者は雇用機会を誰に対しても公正な形で保障し、とりわけ雇用差別の解消のために必要な場合には積極的差別是正措置なども求める原則である。これらの原則は、民主的な合意形成のための基本条件として誰に対しても保障される必要があるが、その一方でこれらの原則によって個人は具体的な問題について合意を形成してゆくための力量が確保されるのであり、より具体的な価値や利益、あるいは意見の相異は熟議によって個々に解決されてゆくのである。しかし、これに対してヤングは、民主的な討議に様々な条件が持ち込まれることで合意や統一を志向することは多元性の尊重に反し、かえって排除的に機能すると捉える。個々人や集団の多元性とそこに生じている多様な差異は通約不可能なものである。信仰、性別、あるいは人種や帰属集団などによる差異は個人や集団に固有のアイデンティティを形成しており、容易く譲歩できるものではない。それ故、道徳的な相互の尊重によって立場を反転可能なものとしそこから対称性を獲得できるということとはあり得ない。そこに生じている様々な主体の間の非対称性は根本的なものとして認められなくてはならないのであり、それこそが道徳的な尊重のより拡大された意味である。それ故、このような差異ある人々間のコミュニケーションとは、共通の地盤の理解であるよりも新たな了解の創造であり、それぞれの歴史や傷、

足跡や影を伴った差異や懸隔を基本的に理解不可能なものと認めつつ、それぞれに自己を超え出る営為なのである。そこでは一定の条件に服した正当化や説明ではなく、様々な語りやレトリックなどが重要な役割を果たす。こうして必要とされるのは単なる熟議ではなく、拡張された包摂的思考であり、既定の原則に従った合意形成ではなく、新たな根拠づけを求めたより広範な正義の実現のためのコミュニケーションである。

このように、分配の方略における資源志向的分配と能力志向的分配の立場と、討議の方略における制限的討議と包摂的討議の立場は、それぞれの仕方での多元性の承認とコンフリクトの解決をめざしているが、これらの相異には単なる二者択一を超えるものが含まれていることに注意しなければならない。既存の議論ではこの対立はリベラリズムとデモクラシーとの間の排他的な対立として考えられてきたが、ひとの多元性にいっそう注意を払い、その深さに鑑みるならば、問題は単に少数者の権利保護か多数者の利益の促進かということでもなければ、正義の追求かデモクラシーの擁護かということでもなく、むしろそれらの立場に共通する統合という方向性の抽出の可能性であると考えられる。そして、その可能性がいかなるものであるのかが、今後の探究課題である。

3)

以上のような公共的な制度における基本的な方略が、多元性を感受したコンフリクトの解決を志向しつつも、さらにいかにして制度的な応答の方向のとしてゆくのか、その異同をさらに考えることが、社会保障を含む制度の構想の検討のためには重要である。その具体的な内容はさらに今後の研究に委ねなければならないが、基本的な方向は次のようなものであると考えられる。

ひとの多元性の承認とコンフリクトの解決のための公共的な観点からは、どこまで広くそして深く多元性への配慮が必要であり、そしてその方法はいかにしてであるかということが重要である。ひとの最善のあり方を尊重し配慮することのできる公共的な制度の射程は、多元性を承認すると共にそこから生ずるコンフリクトを最大限の感受性をもって解決することができるように、広く厚い分配と創造的な討議の可能性を担保できるものでなくてはならないと予想される。その場合、ありうべき公共的な制度の形態としてはいかなる可能性が考えられるであろうか。とりわけ政府の介入に関してはどうような形が考えられるであろうか。社会への一定の権力的介入自体は、放任の方略においても必ずしも否定されるわけではない。活動主体の権利侵害や、手続的な保障に関わる個別的害悪に関して、それを一般的かつ安定的に解決するには最小限度であれ一定の権力的組織が存在しなければならない。従って、ここで重要な問題はむしろ厚い保障の維持に関しても政府の権力的介入が必要であるのかということである。

現実には、ひとへの様々な保障に関しては、多様な対応が必要である。放任の方略の言うように確かに個人倫理による慈善も勿論なされるに越したことはないし、ヴォランティア活動なども重要であり、さらにそれを企業化することも必ずしも不可能ではない。政府はそれらの活動を自由に委ねると共にまた促進すべきでもある。しかし、その一方で、慈善を成す人の数もその持続性も決して大きくはなく、必要な人に十分な援助が与えられないことがしばしば起こる。また、営利目的

の企業による格差への配慮は多く保険によって行なわれるが、そこには逆選択の問題がおきてしまい、これを解消するにはすべての人々を強制的に保険に加入させざるを得ないにもかかわらず、一企業にそのような広範な強制力はない。その他に、企業による種々の援助活動も、損益計算上引き合わなければ縮小されてしまうし、さらに食料や家などの生活の基本財の供給は保険では十分に賄いきれない。このような場合には、政府による定型的で安定的な援助が必要となる。さらに、経済活動は基本的には自由に任せられるべきであるが、独占や不正競争の頻発には市場それ自体を崩壊させる危険があるため強力な権力的規制をなす必要がある。独占や不正競争は各企業の利益にならなければ自然に解消されてゆくとときもあるが、そこから一旦利益を得た企業がそれを固守しようとすることもある。このような状態の構造化には、各企業の個別的行動の他に第三者による強制的解消も重要である。また、交換禁止財への強い規制の必要については多言を要すまい。放任の方略のもとでも殺人や暴力、あるいは詐欺などは強い規制を受ける。生命の取引は勿論のこと、身体取引、従属的労働の取引などを禁止することは、まさに独立した主体として市場で活動する可能性それ自体を保全することに他ならない。このように、これらの問題に関わる財の分配は問題場面に応じて、市場の内と外から多様で適切な規制が行なわれる必要がある。公共的な規制や補助の最終目的は常に、ひとの多様な利益の保護にある。この意味で政府はその実現のために大きな責務を有している。しかし、その一方で、どのような組織も、集団的作業に固有の非効率性に侵される可能性を常に有しており、特に政府のような非営利的な巨大組織にはその傾向が顕著に現われる。そこでは、放任の方略も論難するような政府の失敗、すなわち無用の財政赤字や安易な増税、官僚主義、利益誘導、さらにはそれらに伴う癒着あるいは汚職などもまた大きな問題である。政府の活動は、それ自体が様々な弊害をもたらすことのないような透明性を必要とする。それ故、政府の活動に限界がある場合には、政府に代わって適切な保障の実現に寄与することのできる個人や集団が大きな役割を果たすことが求められる。このことは人間の様々な活動の条件の中で、政府と、個人、家族、社会集団、ヴォランティア組織、企業といった政府以外の諸単位とが実現すべき事柄を改めて確定し、それに対応しながら政府の活動のあり方が再確定されるべきであることを意味している。

ここで一つの方向として可能なのは複合的保障という考え方であろう。社会に対する政府の介入形態を区別すると、排除的規制、促進的規制、救済的規制の三つが考えられるが、複合的保障と呼ぶものは、一定の公共的理念から求められる政府による保障はもっぱら救済的規制による必要はなく、場合に応じて排除的、促進的な規制も行なったり、あるいは全く規制をしないこともありうるのであって、その場合の最終的な保障は社会における諸個人や様々な組織あるいは集団の自由な活動に委ねられてよい、という分散化された保障のあり方を言う。複合的保障は、政府の規制を強化するものではなく、逆に政府の規模や規制について問題の性質に応じて適正な範囲と態様が探られ、権力的規制を最小限必要か

つ適正なものとするための方途でありうる。この点に関して、一定の公共的理念はもしそれがリベラルでしかも複合的な要請を含んでいるならば複合的保障を正当化することができる。この理念は、まず社会における種々の活動の前提として一定の平等の実現を要求するが、それに加えて

平等の条件が整った場合には、ひとの自由や自己決定あるいは自己責任をも重視する。それ故、平等と自由とはここでは両立するのであり、問題はそれらの排他的関係よりも、それらが共に寄与すべきひとのインテグリティという理想にとって当該の問題場面でいずれがより重要であるかということ、そしてその際いかなる財を公共的な規制や補助に委ねるのがよいのかということである。このことは、さらに進んで、理念の具体的実現のための保障はひとの期待に則してなされるべきであり、その実現は実効性がより高いものであるほど適切であるという要請を含むことができる。そして、政府のような組織は常に最終目的の実現のための手段であるから、政府の活動それ自体にはまさに分配的正義の実現との関係において一定の効率性が要求されることになる。こうして、複合的保障は、個人や集団の自己調整と政府の適正な活動とを通じてひとの生活の質のより高い社会を実現してゆくための保障のあり方を意味しうるであろう。

「福祉国家システムと社会的意決定メカニズムに関する研究

（分担）研究者 後藤玲子 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本稿の目的はジョン・ロールズやアマルティア・センに代表される政治的リベラリズム（political liberalism）の観点から公正な福祉国家システム像を構想することにある。政治的リベラリズムとは、異なる目的や包括的（哲学的・道徳的・宗教的）理論、異なる内的原理をもった個人や集合体の自律的な活動領域・自律的な決定領域を守りつつ、すべての個人や集合体に共通するポリティカルな問題領域に関して最小限の共通原理（手続き的・内容的な諸条件）を形成しようという考え方をさす。

分担研究者氏名・所属機関名及び所属機関における職名
後藤玲子
国立社会保障人口問題研究所 室長

とのない判断であったとしても、起こりうる事態に関する想定が限られたものでしかない可能性を常に残している。このような点に留意しながら、各規範理論の適用領域を限定し、限定された領域に関する部分的評価を形成すること、それらを互いに整合化し、政策の基礎とすべき開かれた判断体系を形成することが課題とされる。

（倫理面への配慮）

特になし

A. 研究目的

すべての個人や集合体に共通するポリティカルな問題領域とは、各々の内的原理をもつ集合体が共通に対処すべき問題である。ポリティカルな領域で形成される共通原理の特徴は、各々の集合体が、各々の目的や課題・個別的特性に適した内的原理・ルールを自律的に形成し改訂することを尊重しつつも、その形成・改訂手続きを制約するもの、すなわち「公正な構成手続き」(common minimum conditions) (適切な初期設定をも含む) を定める点にある。本稿の目的は、異なる包括的見解をもつ諸規範理論が承諾可能であるような共通原理を明らかにすることである。

B. 研究方法

各規範理論の提出する判断は、たとえそれがあらゆる事態を想定して形成された判断であったとしても、異なる理由を根拠として形成された他の判断によって覆される可能性を常に残している。逆に、それがいかなる理由によっても覆されるこ

C. 研究結果

公正な構成手続きとしては次のものが考えられる。

1) 公共的ルール（正義の基本原則・憲法・立法・諸実践）の制定手続きに関する条件

- ①原理の承認・制定・改訂プロセスへの平等な参加の自由を保証すること。
- ②私的利益への関心に基づく私的選好と公共的ルールそのものへの関心に基づく公共的判断を区別し、後者の形成を促し、それを集計するような集約手続きをとること。
- ③各ルールの内在的性質を評価する一方で、各ルールのもとでもたらされる社会状態を想定しながら、公共的ルールそれ自体の設計を行うこと。

2) システムのあり方に関する基本的条件

A. 公共善と社会的基財のリストの確定：個人（現在及び将来の）に対して、どのような財の提供（バズの不提供）を通して、どのような福祉を保障するか。

①個人の personal(imaginary)sphere の尊重

②潜在能力（可能性）と基本的機能（達成）の保障

B. 分配方法に関する規定

（1）効率性基準

（2）公正性基準：①不偏性と個別性の観点の両立。②分配の公正基準（貢献に応ずる分配と必要に応ずる分配など）に関する各集合体の内的原理の尊重。

3) 集合体間の関係性（およびルール間の関係性）に関する規定：

①各集合体（個人や集団・組織）は、内的原理（個人の格率や組織内原理）の制定にあたっては、高次原理（社会の基本原則）を尊重しなければならない。②予め定められた高次原理以外の規定によって個人や集団・組織の内的原理に関する自律的決定を妨げられない。③各集団・組織からの参入・退出の自由があり、また、個人の中で、自己の目的を改訂・変更することができる

D. 考察

<社会>の基礎構造を規定する基本原則（および憲法・立法）は、個人や集団・組織が有する内的原理からは独立に、共通の問題に関して、共通の取り決めをなすものである。それは、個人や集団・組織が立てている個別的な内的原理に対して優先性を賦与されるものの、内的原理の自律性を損ねるものではない。

E. 結論

本稿の目的は、公共的判断によるあるべき制度の設計にある。すなわち、諸個人の現実的選好によってではなく、諸個人の公共的判断によって理念的制度を社会的に設計することにある。各個人の主体性に基づく理念的活動を「ひとびと（社会）の理念的活動」へいかに纏め上げるかが民主主義

の課題であり、歴史的観念としての上位原理・憲法を尊重しつつ諸個人の公共的判断を集約して社会的な公共的判断を形成する社会的決定手続きが立憲的民主主義（ロールズの社会契約）に他ならない。

F. 健康危険情報
特になし

G. 研究発表

【1. 論文発表】

1. 著書

『アマルティア・セン：経済学と倫理学』実教出版、2001. 9月。（鈴木興太郎との共著）。

『正義の理論：ロールズとセン』、東洋経済新報社、2002年6月刊行予定。

2. 論文

「アメリカの公的扶助制度」、塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障シリーズ：アメリカの社会保障』、東大出版会、1999. 3。

「第3回 厚生政策セミナー：福祉国家の経済と倫理：コメント3」、季刊社会保障研究、35, 1, 1999. 6.

「福祉国家の経済と倫理：概要報告」月刊『厚生』1999. 5.

「社会保障と潜在能力理論」『経済セミナー』、530, pp. 25-30, 1999. 5.

「自由と必要——「必要に応ずる分配」の規範経済学的分析」『季刊社会保障研究』36.1, 38-55, 2000. 6.

「アマルティア・センの潜在能力アプローチと社会保障」『連合総研レポート』第149号、pp. 18-25 (1999. 2)

「アマルティア・センの経済学と倫理学」『経済研究』Vol. 52, No. 3, July 2001, pp. 220-230. 鈴木興太郎との共著。

「ジョン・ローマーの機会の平等アプローチ」『海外社会保障研究』No. 138, 3月25日

「年金の国際化はどこまで進むか」、京極高宣・小室豊充編『福祉の論点』、中央法規、2001. 11, p.144-5.

「アメリカ」(阿部彩との共著)、中村優一・阿部志朗・一番が瀬康子編『世界の社会福祉年鑑2001』、旬報社、2001. p. 269-316.

「個人の自立と社会保障」、国立社会保障人口問題研究所編『社会保障と世代・公正』、東京大学出版会、2002年2月刊行。

「個人の中の<公共>」、佐々木毅・金泰昌編『21世紀の公共哲学宣言』、公共哲学第10巻、東京大学出版会、2002年5月刊行予定。

「福祉国家の分析視座」『シリーズ 福祉国家の行方 第5巻』、斎藤純一編、ミネルヴァ、2002年5月刊行予定。

"A Game Form Approach to Theories of Distributive Justice - Formalizing Needs Principle -, Harrie de Swart ed. *Logic, Game Theory and Social Choice, Proceedings of the International Conference, LGS '99, May 13-16, 1999, Tilburg, Netherlands: Tilburg University Press* (Joint paper with N. Yoshihara).

"Freedom, Well-Being and the Welfare State," paper presented at the Twelfth World Congress of the International Economic Association, Buenos Aires, August 23-27, 1999 (Joint paper with K. Suzumura).

Gotoh, R. (2001) "The Capability Theory and Welfare Reform," *Pacific Economic Review*, 6:2, 211-222.

Gotoh R. and N. Yoshihara (2001) "A Class of fair Distribution Rules a la Rawls and Sen," *Economic Theory*, forthcoming.

書評論文

Book Review, Gary Bryner, *Politics and Public Morality: The Great American Welfare Reform Debate*, 『海外社会保障研究』, 127, pp. 107-110, Summer, 1999.

Book Review, Amartya Sen, *Reason before Identity: The Romans Lecture for 1998* (Oxford: Oxford University Press, 1999), 『海外社会保障研究』, 132, 119-123. 2000, 8

2 学会発表

第3回厚生政策セミナー「福祉国家の経済と倫理」(1999. 3. 8 at 国連大学)に討論者として参加。

1999年第2回社会保障政策研究会(於:大阪大学社会経済研究所、1999年7月16日)、後藤玲子「公正な社会保障システム」

The 5nd Decentralization Conference in Japan(University of Tokyo), Gotoh R., Suzumura K. and N. Yoshihara (1999):"On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," (1999. 10.15).

日本経済学会(於:東京大学) Gotoh, R., Suzumura, K. and N. Yoshihara (1999):"On the Existence of Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environment," (1999. 10.16/17)

「QOLに基づく資源配分メカニズムの設計に関

する研究」シンポジウム'99「明日をめざす科学技術」(1999. 10. 18 at KKR Hotel Tokyo)

「社会保障改革の理念と構造——福祉国家の哲学的基礎」プロジェクト(於:国立社会保障・人口問題研究所、2000,7,21)「公共的判断の諸構想」

「社会保障国際コンファレンス」(於:京都大学、都ホテル)橋木俊詔論文へのコメンテーター(2001.8.27-28)

2000年度日本経済学会(於:大阪市立大学)、「自由と必要:「必要に応ずる分配」の規範経済学的定式化」(2000.16-7)

北大法理論研究会(於:北海道大学)、「正義と社会的選択理論」(2000.10.21)

第28回公共哲学共同研究会——日本経済と公私問題(於:リーガロイヤル京都)猪木武徳・金子勝・本間正明・鈴木興太郎論文へのコメンテーター(2000.12.16-7)

筑波大学ファカルティ・セミナー(於:筑波大学社会学系)「個人の公共的判断と社会的決定問題」(2001.2.22)

「所得分配・格差」研究委員会(於:連合総研)
「センの潜在能力アプローチと社会保障」

(2001.3.5)

Honour of Amartya Sen held at the Interdisciplinary Research, University of Bielefeld, Germany, "Constitutional Democracy and Public Judgements," paper presented at the Conference June 21-23, 2001. (with Kotaro Suzumura)

文部科学省特定領域研究プロジェクト「地球温暖化問題を巡る世代間衡平性と負担原則」研究会(於:一橋大学) "Public goods and Overlapping Consensus" (2001. 9. 29)

2000年度日本経済学会(於:一橋大学)、「立憲的民主主義と個人の公共的判断」(2001.10. 7)

厚生科学研究費プロジェクト「厚生経済学の新パラダイムに基づく福祉国家システム像の再構築」& 「社会保障改革の理念と構造:福祉国家の哲学的基礎」合同研究会(於:国立社会保障・人口問題研究所)「公共善と重複的承認」(2001. 10. 11)

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得

2. 実用新案登録

3. その他

公共的善と重複的承諾
——政治的リベラリズムに基づく福祉国家システム像——

後藤玲子

1. はじめに

1-1. 現代社会の特徴 **the fact of reasonable pluralism** :

政治的リベラリズムによれば、多様な包括的信条の併存は民主主義体制の本質を何ら否定するものではない。むしろ、理性的かつ両立不可能な包括的信条が多数出現している状態は、立憲的民主主義の自由な諸制度の枠組みのもとで、人間的理性が十分に行使されてきたことの証であると考えられる (1993, xviii) ¹。政治的リベラリズムの特性は、複数の理性的な包括的信条に対する不偏性 (**impartiality**) にある。それは特定の道徳的・宗教的見解を攻撃したり、批判したりするものではない。また、道徳的判断の真理を論ずる特定の理論を拒絶するものでもない。政治的リベラリズムは、正義の諸構想を真実 (**true**) であるか否かではなく、理性的 (**reasonable**) であるか否かという観点から評価する。

確かに、社会は事実として、非理性的で、狂信的な包括的信条などを含んでいる。だが、問題は、社会の統合と正義を損ねることのないかたちで、それらを包含する方法を考察することにある (1993, xviii) とロールズはいう。その包含の要となるものが、政治的正義の構想に他ならない。

「市民たちが理性的な政治的正義の構想を共有するとき、根本的な政治的諸問題に関する公共的討議を進め、少なくとも憲法的本質や基本的正義の問題に関して、理性的に決定しうるための基盤を獲得することを期待できるだろう」 (1993, xxiii)。

本稿もまたこのような政治的リベラリズムの立場から制度のあり方を論ずるものである。はじめに、多元性の意味をより明らかにしよう。現代社会は次のような3つの多元性に特徴づけられていると考えられる。

- ① 目的の多元性：異なる複数の目的をもつ個人と集合体（ポジション・カテゴリー、組織・団体、地域共同体、社会、万民の社会）が存在する。
- ② 道徳判断の多元性：異なる複数の規範理論と異なる複数の道徳判断が存在する。
- ③ 自我の多元性：各個人は、異なる複数の集合やカテゴリーに属し、異なる複数の規範理論に直面することによって、異なる複数の目的と異なる複数の道徳判断を併せ持つ。

¹ これにともなって政治的観念に基づく評価と包括的教説に基づく評価という二元論的な対比もまた、古典的な哲学問題の1つというよりは、理性的な多元主義に特徴付けられる民主的な政治文化に特有な問題として出現したと考えられている (1993, xxiii)

このような多元性のもとで、各々の個人や集合体は、共通に次のような問題に直面していると考えられる²。

A.) 資源分配（再配分）システムの設計に関する問題

1. メンバーに対して共通に保障すべき公共善のリストをどのように確定するか。
2. 公共善の保障（関連する諸財の生産・配分）に関して、メンバーの間にどのような権利・義務関係（便益・負担関係）を形成するか。保障すべき公共善の間にどのような重み付けを形成するか。

B.) 社会的な意思決定システムのあり方に関する問題

A.) の 1.2.の問題に関する集合体の判断をどのような手続きで決定するか。すなわち、個々のメンバーの自律的な判断をいかに纏め上げて、集合体の判断を導出するか。

1.2. 問題設定

1) 公共善に関する判断はかならずしもすべてのメンバーの利益と整合的であること、あるいはメンバー全員の総利益と整合的であることを意味するものではない³。ある種の公共善は、特定のポジションあるいはカテゴリーに対してのみ価値をもち、それへのアクセスも自ずと限られたものである可能性がある。極端な場合には全員の選好と矛盾するような判断が、公共善に関して構成される可能性がある⁴。けれども大切なことは、構成される集合体の判断は、すべてのメンバーが一定のかたちで、一定の条件のもとで理性的に承認しうるような判断でなければならないという点である⁵。各集合体において、はたしてすべて

² A は設計されるシステムの内容に関わる問題であり、B はシステムを設計する手続きに関わる問題です。前者は、市民的自由と社会・経済的自由の保障に関する問題、後者は政治的参加の保障、すなわち民主主義の問題と言い換えることができる。

³ 経済学の公共財概念は、財の技術的な性格——消費における非競合性と非排除性——に基づくものであり、公共財から引き出される効用は、私的財から引き出される効用とまったく同様に、個々人の私的な選好体系の中に組み込まれると考えられている。それに対して、ここでいう公共善とは、個々人の私的関心とは異なる関心（例えば個々人の公共的判断に基づく社会の公共的判断）によって評価される点に本質的特徴がある。Musgrave, R. A. and P. B. Musgrave(1973) *Public Finance in Theory and Practice*, Singapore: McGraw-Hill Book Company(fifth edition 1989), p.56-7 参照。

⁴ これは（個々人の私的選好に関する）パレート効率が達成されない状態である。ただし、かならずしもパレート効率性を満たさないような資源配分ルールを、（個々人の公共的判断に関する）パレート条件を満たすような集計手続きのもとで社会的に決定することは不可能ではない。Gotoh-Suzumura-Yoshihara(2000) "On Procedurally Fair Allocation Rules in Economic Environments," Working Paper, The Institute of Economic Research, Hitotsubashi University 参照。

⁵ 「承認のかたちや条件」をいかなるものとするかについても多様な見解が存在する。すべての個人の意見を形式的に等しくカウントする多数決主義、高次原理に関する理性的・公共的な解釈を基盤とする立憲的民主主義、さらには真理の存在とその認識可能性を前提とするプラトン主義など。

の構成員が理性的に承認しうるような判断は構成可能なのだろうか。可能だとしたら、それはどのようなかたちと条件においてなのだろうか。

2) 各々の集合体の自律的決定が優先的に尊重されるとしても、集合体相互の自律的な関係性それ自体を維持するためには、また、各集合体に所属する個人を集合体の圧力から保護するためには、それを保証するための共通ルールが要請される。異なる複数の主体から構成される上位の集合体（例えば、異なる国家の集まりである国際社会、異なる組織・集団・個人の集まりである国家、異なる宗派から構成される宗教団体、異なる個人から構成される共同体など）に対して、何らかの共通ルールを定めるとしたら、それはどのような性質を備えたものであるべきだろうか。それは、各々の集合体が独自に有する内的ルールとどのような関係性をもつべきだろうか。

2. 分析アプローチ

1) 功利主義あるいは卓越主義などの包括的理論の立場

いま、帰結のあり方に関して一定の基準をみたす所与の配分ルールのもとで個人が自由に労働時間を選択する仕組みを考えよう。つまり、自由の辞書的優先性のもとで、帰結に関して一定の望ましき——例えば最小の最大化基準、総効用の最大化基準、パレート基準など——を達成するような仕組みである。ロールズの格差原理に関しては、このような自由の優先性が明記されている。それに対して、功利主義においては自由との関係がかならずしも明確ではない。ミルは、人類の進歩の増大をより高い善とみなすような選好評価を前提としたうえで、人類の進歩を増大させるためには自由が必要不可欠であるという仮定をおくことによって（自由の目的論的解釈）、自由を功利主義の理論の中に位置付けようとした。だが、通常の経済学においてそうであるように、善に関するいかなる先験的な理論をも前提とせずに功利主義を定義する場合には、功利主義は自由と矛盾するおそれがある。多様な善の観念を背景とするひとつひとつの効用に対して、自由の実現はその総計を減少させるかもしれないし、少なくとも一人の効用を悪化させることになるかもしれないからである。

このように自由の優先性を内包しない功利主義の場合には、例えば社会を基本単位としてその原理が適用される場合には、サブ・グループの自律性がかならずしも保証されないことになる。偶々、各集合体の意思決定が社会全体の総効用の最大化をもたらすならば、そのような決定は追認されるものの、一般的には社会全体の総効用の最大化が最優先される。（すべての集合体に対して（集合体の集合体にも）統一的に適用する。例えば、功利主義は、個人内において自己の効用を最大化するという内的原理と平行な関係にある。各集団内において集団の総効用の最大化が図られ、それらを含む上位集団においても、各集団を構成要素として、あるいは各個人を直接構成要請として、総効用の最大化が図られる。どの集団に自己が属するかが等確率である状況下での期待効用最大化原理は、総効用（平均効用）の最大化を要請する。）また、功利主義は〈サブ・グループ整合性〉を満たさ